

中医協発足前の診療報酬決定組織について

昭和2年 健保法施行。診療報酬は支払側と診療側との契約により決められていた。

- * 政管健保：内務省と日本医師会との契約による人頭割請負方式（被保険者1人につき一定の年額で定めて、月割りで支払う方式）、組合健保：各健保組合と医師会との契約（人頭割方式、定額単価方式など4通りの方法）

昭和18年 診療報酬について、医師会や健保連、国保など関係者の意見を聴いて厚生大臣が決定する仕組みに改められた。

- * 併せて、診療報酬に点数単価方式が採用された。

昭和19年 厚生労働大臣が診療報酬を定めるに当たって意見を聴くための組織として、「社会保険診療報酬算定協議会」が設置された。

- * 関係者のほか、学識経験者の意見も聞くように改められた。

昭和22年 「社会保険診療報酬算定協議会」が「健康保険診療報酬算定協議会」と改称された。

- * 診療報酬の決定に当たっては、算定協議会の意見を聞くことが条件となつた。

昭和23年 「健康保険診療報酬算定協議会」が「社会保険診療報酬算定協議会」と改称された。

- * 併せて、適正な保険診療の指導、監督を任務とする「社会保険診療協議会」が設置された。

昭和25年 「社会保険診療報酬算定協議会」と「社会保険診療協議会」とを統合し、中医協が発足した。

職権告示の経緯について

- 昭和39年12月22日 厚生大臣、診療報酬改定に係る告示を中医協に諮問
- 昭和40年 1月 9日 支払側が審議継続を主張する中、診療側は即日答申を主張
公益委員が「政府案通りの引上げをやむを得ないと考える」等の報告書を提出。当該報告書を答申に代わるものとして職権告示
- 2月 5日 健保連及び安田健保等4組合が、東京地裁に職権告示の取消しを求める訴訟を提起
同時に、職権告示の効力停止の仮処分を申し立て
- 4月22日 東京地裁、5月1日から職権告示の効力停止を求める旨決定
※ 正當な理由なく中医協の答申を経ない職権告示は違法というほかない
- 4月23日 厚生大臣、地裁決定について東京高裁に即時抗告
- 5月 1日 原告に係る診療報酬は旧告示、それ以外は新告示の二本立て告示がスタート
- 5月31日 東京高裁、東京地裁の決定を取消。効力停止の申立を却下
※ 効力停止しなければならないほど緊急の必要があることについて疎明が足りない。
- 11月17日 国庫負担増額に関する鈴木厚生大臣の姿勢も評価して、訴訟を取下げ

(事案の概要)

4 健康保険組合が、中医協の答申を待たず行った厚生大臣の告示（昭和40年厚生省告示第10号）は不適法だとして、（告示の取消及び）告示の効力の停止を求める訴訟を提起したもの

項目	第1審（東京地裁）	第2審（東京高裁）
①本件告示は取消訴訟の対象となるか	直接国民の権利利益に影響を与えることになるから取消訴訟の対象となる。	同左
②回復困難な損害を避ける緊急の必要性があるか	告示が取り消された場合、過払分の返還を受けることは実際上かなり困難（行政事件訴訟法は、執行不停止の原則を採用したが、回復困難な損害を避けるため緊急の必要がある場合には例外的に執行停止）	告示の効力を停止しなければならないほどの緊急性は認められない。（告示が取り消された場合、過払額の訂正にかかり繁雑な問題の生ずることは否定できないが、判決の効力は4組合にしか及ばないから計算上は数か月で処理できる）
③本件告示は適法か	正当な理由なく、厚生大臣が中医協の答申を待たずに行なったことは違法	
④第三者にも効力停止の効力が及ぶのか	4組合に対する関係においてのみ効力停止	同左
告示の効力停止に係る決定	4組合に対する関係で告示の効力を昭和40年5月1日以降本案判決の確定するまで停止	第1審決定を取消し、告示の執行停止の申し立てを却下

* 告示の取消については、判決前に、原告より訴訟が取り下げられた。